<Q＆A お問い合わせの多いご質問から>

Q１ デイサービスの送迎の時間までに除雪してもらいたいのですが。
A１ 利用者による除雪の時間指定はできません。除雪の時間はお昼の１２時頃までとなりますが、大雪等の場合は、遅れることもあります。
Q２ 道路に面した車庫前も除雪してもらいたいのですが。
A２ 除雪は道路に面した出入り口部分および玄関先までの通路部分の１カ所だけになります。車庫前やロードヒーティング使用部分は除きます。
Q３ 朝に除雪してもらったのですが、雪が降り続いてまた積もってしまいました。
A３ 除雪は１日１回となっています。複数回は対応しておりません。
Q４ 雪が降っているのに、除雪されていません。
A４ 除雪は、雪が降るたびに行うものではありません。生活道路の新雪除雪のため、札幌市の除雪車が入った日の作業終了後から実施します。
Q５ 地域協力員が朝早くに来てくれないので、先に自分や近くに住む子どもが除雪している。
A５ 福祉除雪事業は「自力で除雪することが困難と認められる世帯」が対象となります。ご自分で除雪可能な場合や、自宅から約５００メートルの範囲に除雪を援助できる子または子の配偶者がいる場合は、利用対象外となります。
Q６ 冬は施設に入所することになった。時々自宅に戻るので、除雪はしてもらいたい。
A６ 入院中・施設入所等による留守宅を除雪することは、当事業の趣旨とは異なりますので、利用対象外となります。
Q７ 申込み期間を忘れていた。締め切り日は過ぎたが、受け付けてもらいたい。
A７ **申込期間を過ぎてからのお申し込みは、原則受け付けておりません**が、次の内容に当てはまると思われる場合は、お早めにお住まいの区の社会福祉協議会にご相談ください。
①申込期間中は、入院等により不在だった。②申込期間後に、転入・転居した。③申込期間後に、病気・怪我等により身体状況が変わった。④申込期間後に、家族構成が変わった（除雪の担い手の子などが転居した等）。※いずれも診断書・障がい者手帳・療育手帳等による判断となります。

福祉除雪”地域協力員”の募集

☆ パンフレット掲載の「除雪内容」で活動が可能な方であれば、性別や年齢は問いません。個人、ボランティア団体、NPO、福祉施設、学校、企業、どなたでも参加いただけます。
☆ 地区によっては、町内会や福祉のまち推進センターでも地域協力員の調整を行っており、地域協力員の登録者にも関係者から直接連絡をさせていただく場合があります。
☆ 一つの世帯をお仲間など複数の方で除雪していただくことも可能です。
☆ １シーズンを通じて協力いただいた方には、活動終了後、１世帯につき２３,０００円の協力員活動費をお支払いいたします。なお、利用世帯に途中解約があった場合は、月割りで活動費を算出いたします。
☆ 地域協力員は通年で募集しておりますが、不足している状況です。
皆さまのご協力をお願いいたします。詳細については、区の社会福祉協議会までお問い合わせください。

▲登録はこちら

<お問い合わせ先>

お申し込みや実施内容等については、お住まいの区の社会福祉協議会または区役所の保健福祉課（地域福祉係）までお問い合わせ下さい。

居住区	窓　口	電　話	居住区	窓　口	電　話
中央区	中央区社会福祉協議会 中央区役所 保健福祉課	２８１－６１１３ ２０５－３３０１	豊平区	豊平区社会福祉協議会 豊平区役所 保健福祉課	８１５－２９４０ ８２２－２４５１
北 区	北区社会福祉協議会 北区役所 保健福祉課	７５７－２４８２ ７５７－２４７０	清田区	清田区社会福祉協議会 清田区役所 保健福祉課	８８９－２４９１ ８８９－２０３４
東 区	東区社会福祉協議会 東区役所 保健福祉課	７４１－６４４０ ７４１－２４５９	南 区	南区社会福祉協議会 南区役所 保健福祉課	５８２－２４１５ ５８２－４７３４
白石区	白石区社会福祉協議会 白石区役所 保健福祉課	８６１－３７００ ８６１－２４４３	西 区	西区社会福祉協議会 西区役所 保健福祉課	６４１－６９９６ ６４１－６９４２
厚別区	厚別区社会福祉協議会 厚別区役所 保健福祉課	８９５－２４８３ ８９５－２４７１	手稲区	手稲区社会福祉協議会 手稲区役所 保健福祉課	６８１－２６４４ ６８１－２４７８